

第 81 回倫理委員会議事要旨（2022 年 12 月 6 日）

I 日時：

2022 年 12 月 6 日（火）16:00～17:50

II 場所：

対面及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石塚雅博、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、三宅周兵、矢萩由紀子（※）、吉村智明、福川裕徳（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」（非保証業務等）について

担当副委員長から、2022 年 7 月 25 日付けで改正された倫理規則に基づいた、倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」（非保証業務等）の最終案について説明がなされた。主に、公開草案に対して寄せられたコメントへの対応案や、11 月 17 日に開催された第 6 回倫理委員会有識者懇談会における意見への対応を中心に説明がなされた。

審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、最終案を 12 月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

○ 「監査役等が事前の了解を行う前提として会計事務所等が情報提供を行うに当たり、どのような仕組みや体制で網羅性を担保しているのかを監査役等に伝達するよう明記すべきである」という公開草案に対するコメントに対して、有識者懇談会の意見の中に、なぜ情報の網羅性を確保することが必要なのかという目的を明記するために、「コーポレートガバナンスを向上させるために、網羅性を確保することも必要」である旨を記載することが適切であるといった意見があるが、当該意見を取り入れるとよいのではないかと。

(ご意見への対応)

「コーポレートガバナンスを向上させるために」という言葉を直接取り込んでいるわけではないが、監査役等とコミュニケーションを取り、了解を得て、適切に非保証業務の提供が行われること自体が会社としてのガバナンスを遂行することの表れの一つであると考えられるため、倫理規則に基づいて網羅的に情報提供することが、コーポレートガバナンスの向上につながると考えている旨を回答した。

- 倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」(非保証業務等)の自己レビューという阻害要因に関する Q&A について、「二つの要素テスト」の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、(1)と(2)の両者を満たす状況が多いものと考えられるため、「二つの要素テスト」の適用においては、(1)と(2)のリスクの有無を慎重に評価することが適切と考えられる。」という文章があるが、(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に両方を満たす状況が多いという表現は意味が通じにくいので、表現を改めた方がよいのではないかと。
- 提供可能な非保証業務に関するコメントへの対応の中に、「事務的な事務代行に関する業務」という言葉があるが、「事務的な事務代行」という文言は重複感があるため、表現を再検討いただきたい。

(ご意見への対応)

いただいたご意見も踏まえ、表現を再検討する旨を回答した。

2. 監査法人監査の解釈指針の改正に関する公開草案について

担当副委員長から、監査法人監査の解釈指針の改正に関する公開草案について、主な改正内容に関する説明がなされた。

今回の改正は、「職業倫理に関する解釈指針－監査法人監査における監査人の独立性について－」を見直し、新たに、倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A－監査法人監査における監査人の独立性について－」として公表するものである。

本実務ガイダンスは、監査法人の計算書類を対象とする監査業務における倫理規則の適用上の留意点や具体的な適用方法の例示を Q&A 形式で実務上の参考として示すものであり、今回の公開草案では、2022 年 7 月 25 日付けで改正された倫理規則や、同年に改正された公認会計士法を踏まえ、参照規定の番号や表現等の見直しを行った。

審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、公開草案を 12 月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

- 公開草案の Q2 (監査人である監査法人と監査を受ける有限責任監査法人とが業務上の提携関係にある場合)において、「利益供与」という言葉が使われているが、会社法の中ではかなり限定された言葉として使われている。Q2 の回答全体を踏まえると、必ずしも「利益

供与」という言葉を使う必要はなく、「特別の経済上の利害関係」等の言葉を用いた方が適切ではないか。

- Q5（親族が監査業務の依頼人となる有限責任監査法人に就職している場合）について、公文書では「子女」という用語の使用頻度は低くなっている。また、「子女」は法律用語ではないため、その用語が示す範囲明確ではないと考える。したがって、「同居の親族」等の用語を用いる方が適切ではないか。

（ご意見への対応）

いただいたご意見を踏まえ、表現を再検討する旨を回答した。

◆ 協議事項

1. 独立性チェックリストの改正について

担当副委員長から、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」及び倫理委員会研究報告第2号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト」の改正について説明がなされた。

今回の改正では、2022年7月25日付けで改正された倫理規則や、同年に改正された公認会計士法を踏まえ、チェックリストの項目や参照規定の番号等の見直しを行う方針としている。

【主なご意見】

- 今回は協議事項ということだが、今後の審議に関する予定について確認したい。

（ご意見への対応）

現時点では、2023年2月の倫理委員会で審議を行い、その後、同月の役員会において審議する予定である旨を回答した。

◆ 報告事項

1. IESBA 会議報告（9月）について

担当副委員長から、国際会計士倫理基準審議会（The International Ethics Standards Board for Accountants）（以下「IESBA」という。）のボード会議報告（9月）について説明がなされた。具体的には、サステナビリティやタックス・プランニング、業務チーム及びグループ監査、テクノロジー、戦略及び作業計画、「PIEの定義」のロールアウト等のプロジェクトについての検討状況が説明された。

2. サステナビリティに関する Questionnaire について

担当副委員長から、2022年8月に IESBA から公表された「IESBA Stakeholder Questionnaire

「Sustainability Questionnaire」について説明がなされた。本 Questionnaire は、IESBA のサステナビリティ・ワーキンググループの活動に活かすことを目的としており、投資家、アナリスト、ガバナンスに責任を有する者、作成者、職業会計士でない者を含むサステナビリティ関連のアドバイザー、保証提供者、規制当局、基準設定機関等を対象としている。

3. 会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp